

高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱及び 高松市訪問型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を 定める要綱の運用について

訪問型サービス A

平成28年8月16日通知（平成28年10月1日施行）

平成29年12月22日通知（平成30年4月1日施行）

令和2年7月15日通知（平成30年10月1日施行）

令和2年7月15日通知（平成31年4月1日施行）

令和2年7月15日通知（令和元年10月1日施行）

令和4年2月1日通知（令和3年4月1日施行）

左欄について 「高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」及び「高松市訪問型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」を記載しています。	右欄について <u>下線を付した部分</u> は高松市介護予防・日常生活支援総合事業における独自の内容です。 その他の部分は左欄で引用した厚生労働省告示等を記載しています。 上記以外は【高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱及び高松市訪問型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱の運用について 介護予防訪問介護相当サービス】を準用してください。
---	---

高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

第1条～第3条 (略)

(総合事業の実施方法)

第4条 総合事業の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 介護予防訪問介護相当サービス 事業者指定による実施
- (2) 訪問型サービスA 事業者指定による実施
- (3) 訪問型サービスB 補助による実施
- (4) 訪問型サービスC 直接又は委託による実施
- (5) 介護予防通所介護相当サービス 事業者指定による実施
- (6) 通所型サービスA 事業者指定による実施
- (7) 通所型サービスB 補助による実施
- (8) 通所型サービスC 事業者指定による実施
- (9) 介護予防ケアマネジメント 直接又は委託による実施
- (10) 一般介護予防事業 直接又は委託による実施

第5条～第6条 (略)

(介護予防・生活支援サービス事業に要する費用の額)

第7条 介護予防・生活支援サービス事業 (第1号及び第2号に掲げるサービスにあっては、指定事業者 (法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。以下同じ。) が実施するものに限る。次項及び第10条において同じ。) に要する費用の額は、別表第1から別表第3までの規定により算定した単位数を合計したものに次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める額を乗じて得た額とする。

- (1) 訪問型サービス 10円に厚生労働大臣が定める一単位の単価 (平成27年厚生労働省告示第93号。次号及び第3号において「単価告示」という。) に定める高松市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額
 - (2) 通所型サービス 10円に単価告示に定める高松市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額
 - (3) 介護予防ケアマネジメント 10円に単価告示に定める高松市の地域区分における介護予防支援の割合を乗じて得た額
- 2 前項の規定により介護予防・生活支援サービス事業に要する費用額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

第8条～第14条 (略)

(変更等の届出)

第15条 指定事業者は、省令第140条の63の5第1項第1号、第2号、第4号 (当該指定に係る事業に関するものに限る。) から第8号までに掲げる事項に変更があった場合は、当該変更のあった日から10日以内に高松市介護予防・生活支援サービス事業者変更届 (様式第5号) を市長に提出しなければならない。

2 指定事業者は、指定又は指定の更新に係る事業の廃止又は休止をしようとする場合は、当該廃止又は休止の日の1月前までに高松市介護予防・生活支援サービス事業者廃止・休止届 (様式第6号) を市長に提出しなければならない。

3 指定事業者は、休止した指定又は指定の更新に係る事業を再開した場合は、当該再開の日から10日以内に高松市介護予防・生活支援サービス事業者再開届 (様式第7号) を市長に提出しなければならない。

◎総合事業の実施方法

訪問型サービスAにおいては、(A-1)、(A-2)、(A-3)に分かれる。指定を受けられる事業者は以下の通り。

- ・(A-1)
(介護予防) 訪問介護事業者、民間事業者
- ・(A-2)
シルバー人材センター、民間事業者
- ・(A-3)
就労支援センター等 (障がい者)
なお、一つの事業所が(A-1)、(A-2)の両方の指定を受けることはできない。

◎地区区分別1単位の単価 (訪問サービス)

高松市 (7級地) の場合、10.21円。

◎変更届の取り扱いについて (訪問介護と同じ)

変更届については、以下のとおり取扱うこととする。
なお、訪問介護、介護予防訪問介護相当サービス及び訪問型サービスAを一体的に運営する場合においては、「訪問事業責任者」を「サービス提供責任者」と読み替える。(以下同様)

(1) 4月1日時点の従業者の員数が、前年4月1日の従業者の配置状況と比較して増減があり、かつ下記(2)の条件を全て満たす場合は、4月1日の配置状況を4月末までに提出しなければならない。この場合は、上記以外の時期に従業者の員数に係る変更届の提出の必要はない。

(2) 条件

- ① 管理者の変更でないこと。
- ② 訪問事業責任者の変更でないこと。
- ③ 指定の更新を受けるものでないこと。
- ④ 介護予防・日常生活支援総合事業費算定体制に変更 (加算、減算) がないこと。

高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

- ⑤ 制度改正等により従業者に係る保有資格の確認が必要な場合や指導監査の改善報告等により市が変更届の提出を求めていないこと。
- ⑥ 訪問介護、介護予防訪問介護相当サービス及び訪問型サービスAを一体的に運営する（しない）旨の運営規程の変更でないこと。
- (3) 留意事項
- ① 運営規程の記載について
運営規程については、従業者の員数の変更の都度記載を修正すること。（市への提出は年1回だが、運営規程はその都度修正が必要。）
- ② 新規事業者の取り扱い
新規事業者の指定の翌年度については、上記（1）の「前年4月1日の従業者の配置状況」を「指定年月日の従業者の配置状況」と読み替えるものとする。
- ③ 管理者、訪問事業責任者に変更が生じた場合の取り扱い
管理者、訪問事業責任者の変更が生じた場合は、従来どおり、変更届の提出が必要となる。その際に、直近の市への届出内容から従業者の員数に変更が生じている場合には、従来どおり、必要書類を添付すること。この場合には、上記（1）の「前年4月1日の従業者の配置状況」を「管理者又は訪問事業責任者の変更年月日」と読み替える。
- ④ 指定の更新を受ける場合の取り扱い
指定の更新を受ける場合には、直近の市への届出内容から従業者の員数に変更が生じている場合には、変更届の提出が必要。

第16条～第21条 (略)

附則 (略)

別表第1 (第7条関係)

- 1 (略)
2 訪問型サービスA費（1回につき）
(1) 訪問型サービスA費(I) 225単位
(2) 訪問型サービスA費(II) 200単位
(3) 訪問型サービスA費(III) 180単位

注1 利用者に対して、指定訪問型サービスA事業所の従事者（訪問基準要綱第44条第1項に規定する従事者をいう。以下同じ。）が、訪問型サービスAを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

ア 訪問型サービスA費(I) 介護福祉士、法第8条第2項に規定する政令で定める者、市の指定する研修の修了者等が提供するサービス

◎訪問型サービスA費

- ・訪問型サービスA(A-1)→訪問型サービスA費(I)
- ・訪問型サービスA(A-2)→訪問型サービスA費(II)
- ・訪問型サービスA(A-3)→訪問型サービスA費(III)

【法第8条第2項に規定する政令で定める者】

※介護保険法施行令（平成10年政令第412号）

第3条

法第八条第二項の政令で定める者は、次の各号に掲げる研修の課程を修了し、それぞれ当該各号に定める者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者とする。

- 一 都道府県知事の行う介護員の養成に関する研修 当該都道府県知事
- 二 都道府県知事が指定する者の行う研修であって厚生労働省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事の指定を受けたもの 当該介護員養成研修事業者

◎次のいずれかの資格を有する者は訪問型サービスAに従事可能。

（「※」は、現在研修が行われていない）

- ・介護福祉士

高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

- ・実務者研修修了者
- ・介護職員基礎研修課程修了者（※）
- ・訪問介護員養成研修1級課程修了者（※）
- ・訪問介護員養成研修2級課程修了者（※）
- ・介護職員初任者研修修了者
- ・看護師、准看護師
(看護師等の資格を有する者を訪問介護員として雇用する場合については、訪問介護員として雇用されるのであって、保健師助産師看護師法に規定されている診療の補助及び療養上の世話の業務（社会福祉士法及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）の規定に基づく、自らの事業又はその一環として、たんの吸引等（口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内の喀痰吸引、胃ろう又は胃ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養をいう。）の業務を行うための登録を受けている事業所において実施されるたんの吸引等の業務を除く。）を行うものではない。)
- ・生活援助従事者研修修了者

◎市の指定する研修の修了者

- ・研修A修了者
→訪問型サービスA、訪問型サービスBに従事可能
- ・研修B修了者
→訪問型サービスA（訪問事業責任者を除く）、訪問型サービスBに従事可能
- ・研修C修了者
→訪問型サービスA（訪問事業責任者、A-1の従事者を除く）、訪問型サービスBに従事可能

◎上記資格に準ずる者として市長が定める者

- ・家政士

イ 訪問型サービスA費（II） 市の指定する研修の修了者等が提供するサービス（一般的な調理、配下膳を除く。）

ウ 訪問型サービスA費（III） 社会就労支援センター協議会その他国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第2条第2項に規定する障害者就労施設の利用者、生活支援員等のうち、市の指定する研修の修了者等が提供するサービス（一般的な調理、配下膳を除く。）

【国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律 第2条第2項】

この法律において「障害者就労施設」とは、次に掲げる施設をいう。

- 一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十五項に規定する地域活動支援センター又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設
- 二 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設
- 三 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十一年法律第百二十三号）第二条第三号に規定する重度身体障害者、同条第四号に規定する知的障害者又は同法第六十九条に規定する精神障害者であって同法第四十三条第一項に規定する労働者であるものを多数雇用する事業所として政令で定めるもの

◎訪問型サービスA費に係る算定回数の限度

算定回数の限度（週1回まで又は週2回まで）を超えて算定することはできない。

注2 訪問型サービスA費に係る算定回数の限度は、次のとおりとする。

ア 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメ

高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

ントにより、週1回の利用が必要と認められた場合
週1回まで

イ 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより、週2回の利用が必要と認められた場合
週2回まで

◎訪問型サービスA費に係る週の利用回数が変更となった場合の算定回数の限度について

原則、月途中での変更是想定していないが、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントの変更により、週の利用回数が変更となった場合、変更日が属する週から、変更後の利用回数に応じた回数を適用する。

◎訪問型サービスA費に係る週の利用回数が変更となった場合の請求について

月途中で介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントの変更により、週の利用回数が変更となった場合、請求事務が繁雑になるのを防ぐため、当該月は、週2回のサービスコードで請求する。

注3 指定訪問型サービスA事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問型サービスA事業所と同一の建物（以下この注3において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者又は指定訪問型サービスA事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対し、訪問型サービスAを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

注4 地域告示に規定する地域に所在する指定訪問型サービスA事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の従事者が訪問型サービスAを行った場合は、1回につき、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める単位数を加算する。

- | | |
|--------------------------|------|
| ア 特別地域加算（訪問型サービスA費（I）） | 34単位 |
| イ 特別地域加算（訪問型サービスA費（II）） | 30単位 |
| ウ 特別地域加算（訪問型サービスA費（III）） | 27単位 |

◎1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上

訪問介護、介護予防訪問介護相当サービスと併せて訪問型サービスAの指定を受けている場合であっても、訪問介護等の利用者の数は計算に含めず、訪問型サービスAの利用者の数のみで計算する。

ただし、訪問介護、介護予防訪問介護相当サービス及び訪問型サービスAを一体的に運営する場合においては、訪問介護、介護予防訪問介護相当サービス及び訪問型サービスAの利用者の数で計算する。

【厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号】（概要）

- 一 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 二 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島
- 三 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により指定された振興山村
- 四 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島
- 五 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島
- 六 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第二条第一項の規定により指定された豪雪地帯及び同条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地、過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域その他の地域のうち、人口密度が希薄であること、交通が不便であること等の理由により、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス及び同法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービス並びに同法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援及び同法第四十七条第一項第一号に規定する基準該当居宅介護支援並びに同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス及び同法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスの確保が著しく困難であると認められる地域であって、厚生労働大臣が別に定めるもの

高松市においては、男木島、女木島、大島、塩江町が該当する。

高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

注5 中山間地域告示第1号に規定する地域に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が5人以下の指定訪問型サービスA事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の従事者が訪問型サービスAを行った場合は、1回につき、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める単位数を加算する。

- ア 中山間地域小規模事業所加算（訪問型サービスA費(I)） 23単位
- イ 中山間地域小規模事業所加算（訪問型サービスA費(II)） 20単位
- ウ 中山間地域小規模事業所加算（訪問型サービスA費(III)） 18単位

【厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年厚生労働省告示第83号）】（概要）

※注4の対象地域を除いた以下に該当する地域。

厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成二十七年厚生労働省告示第九十三号）第二号のその他の地域であって、次のいずれかに該当する地域のうち厚生労働大臣が定める地域（平成二十四年厚生労働省告示第百二十号）に規定する地域を除いた地域

イ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項の規定により指定された豪雪地帯及び同条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯

ロ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第一項に規定する辺地

ハ 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域

ニ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域

ホ 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域

高松市においては、昔沢、旧弦打村（飯田町、鶴市町、郷東町）、旧安原村（香川町東谷、香川町安原下第1号、香川町安原下第3号）が該当するが、高松市は、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成二十七年厚生労働省告示第九十三号）第二号の七級地に該当するため、注5の加算は算定できない。

◎1月当たり実利用者数が5人以下

小規模事業所の要件は、サービス種類ごとに設定される。従って、訪問型サービスA利用者の1月当たりの平均実利用者数を計算する。

【中山間地域告示第2号に規定する地域】

注4及び注5の地域。

※この加算を算定する利用者については、通常の実施地域を超えた際の交通費の支払を受けることはできない。

注6 指定訪問型サービスA事業所の従事者が、中山間地域告示第2号に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、訪問型サービスAを行った場合は、1回につき、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める単位数を加算する。

- ア 中山間地域居住者サービス提供加算（訪問型サービスA費(I)） 11単位
- イ 中山間地域居住者サービス提供加算（訪問型サービスA費(II)） 10単位
- ウ 中山間地域居住者サービス提供加算（訪問型サービスA費(III)） 9単位

注7 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問型サービスA費は、算定しない。

注8 利用者が一つの指定訪問型サービスA事業所において訪問型サービスAを受けている間は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所等が介護予防訪問介護相当サービス等を行った場合に、介護予防訪問介護相当サービス費又は共生型訪問型サービス費は、算定しない。

（4）初回加算 150単位

注 指定訪問型サービスA事業所において、新規に訪問型サービスA計画又はこれに準ずる書類を作成した利用者に対して、訪問事業責任者（訪問基準要綱第4

◎総合事業の同時算定の可否について

末尾資料1を参照。

◎初回加算

利用者が過去2月間（歴月）に、当該訪問型サービスA事業所又は当該訪問型サービスAと同一の場所で運営されている介護予防訪問介護相当サービス事業所からサー

高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

4条第2項に規定する訪問事業責任者をいう。)又はサービス提供責任者が初回若しくは初回の訪問型サービスAを行った日の属する月に訪問型サービスAを行った場合又は当該指定訪問型サービスA事業所のその他の従事者が初回若しくは初回の訪問型サービスAを行った日の属する月に訪問型サービスAを行った際に訪問事業責任者又はサービス提供責任者が同行した場合は、令和3年3月31日までの間、1月につき所定単位数を加算する。

(5) 生活機能向上連携加算

- ア 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位
イ 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位

注1 アについて、訪問事業責任者又はサービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問型サービスA計画を作成し、当該訪問型サービスA計画に基づく訪問型サービスAを行ったときは、初回の当該訪問型サービスAが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

注2 イについて、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際に訪問事業責任者又はサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問型サービスA計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該訪問型サービスA計画に基づく訪問型サービスAを行ったときは、初回の当該訪問型サービスAが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、アを算定している場合は、算定しない。

(6) 第9条に規定する合計額の算定に当たっては、第1号から第3号までの注4から注6までの規定による加算の合計額を控除するものとする。

(7) 有資格者によるサービス提供加算 5単位

注 介護福祉士、保健師、看護師、准看護師、介護職員初任者研修課程修了者(省令第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者をいう。)、実務者研修修了者(基準告示第3号イ(5)に規定する実務者研修修了者をいう。)、介護職員基礎研修課程修了者(同号イ(5)に規定する介護職員基礎研修課程修了者をいう。)、1級課程修了者(同号イ(5)に規定する1級課程修了者をいう。)又は2級課程修了者(介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第25号)による改正前の省令第22条の23第1項に規定する2級課程を修了した者をいう。)のいずれかの資格を有する者が訪問型サービスAを実施した場合に、令和3年3月31日までの間、1回につき所定単位数を加算

ビスの提供を受けていない場合に算定可能。

なお、上記の介護予防訪問介護相当サービス事業所については、同一の場所で運営される訪問型サービスAとの一體的な運営の有無を問わない。

◎生活機能向上連携加算

【指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(12.3.1老企第36号)】第2の2(20)に準じる。

◎有資格者によるサービス提供加算

以下の資格を有する訪問介護員又は従事者が訪問型サービスAを提供した場合に算定可能。

- ・介護福祉士
- ・実務者研修修了者
- ・介護職員基礎研修修了者
- ・訪問介護員養成研修1級課程修了者
- ・看護師等
- ・訪問介護員養成研修2級課程修了者
- ・介護職員初任者研修修了者

高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

する。

別表第2（第7条関係）（略）

別表第3（第7条関係）（略）

附 則

1 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

2 （略）

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年2月15日から施行する。

2 （略）

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

高松市訪問型サービスの 人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

高松市訪問型サービスの 人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の6及び高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年10月1日施行。以下「実施要綱」という。）第13条第4項及び第17条第5項の規定に基づき、実施要綱第3条第1号アに規定する訪問型サービスを実施する事業者等の指定及び届出に係る人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(一般原則)

第2条 指定事業者（**介護保険法**（平成9年法律第123号。以下「法」という。）**第115条の45の3第1項**の指定又は**第115条の45の6第1項**の指定の更新を受けた者をいう。以下同じ。）及び訪問型サービスBを実施する者（以下「指定事業者等」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定事業者等は、訪問型サービスを運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の介護予防・生活支援サービスを実施する者（以下「介護予防・生活支援サービス事業者」という。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第2章 介護予防訪問介護相当サービスの基準 （略）

第3章 訪問型サービスAの基準

第1節 基本方針

第43条 訪問型サービスAは、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる支援（身体介護を除く。）を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従事者等の員数）

第44条 訪問型サービスAを行う者（以下「指定訪問型サービスA事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問型サービスA事業所」という。）ごとに置くべき従事者の員数は、指定訪問型サービスA事業所の運営に必要な数とする。

2 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスA事業所ごとに、従事者のうち、当該指定訪問型サービスA事業所の運営に必要な数以上の者を訪問事業責任者としなければならない。
3 第1項の従事者は、次の各号に掲げるいずれかの要件に該当するものとする。

（1） 介護福祉士、法第8条第2項に規定する政令で定める者、
市の指定する研修の修了者又はこれらに準ずる者として市長
が定める者であること。

【介護保険法第115条の45の3第1項】

市町村は、第一号事業（第一号介護予防支援事業にあつては、居宅要支援被保険者に係るものに限る。）については、居宅要支援被保険者等が、当該市町村の長が指定する者（以下「指定事業者」という。）の当該指定に係る第一号事業を行なう事業所により行われる当該第一号事業を利用した場合において、当該居宅要支援被保険者等に対し、当該第一号事業に要した費用について、第一号事業支給費を支給することにより行なうことができる。

【介護保険法第115条の45の6第1項】

指定事業者の指定は、厚生労働省令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

【法第8条第2項に規定する政令で定める者】

本解釈 p 2 参照。

◎市の指定する研修の修了者

本解釈 p 3 参照。なお、第1号における市の指定する研修の修了者は、研修A修了者を指す（訪問事業責任者として従事できる者）。

◎準ずる者として市長が定める者

本解釈 p 3 参照。

<p>(2) 市の指定する研修の修了者（前号に掲げるものを除く。）であること。</p> <p>4 第2項の訪問事業責任者は、介護福祉士、法第8条第2項に規定する政令で定める者、市の指定する研修の修了者又はこれらに準ずる者として市長が定める者とする。</p> <p>5 指定訪問型サービスA事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問型サービスA（実施要綱別表第1第2項第2号及び第3号を算定する場合を除く。以下「訪問型サービスA（A-1）」という。）の事業と指定訪問介護又は指定介護予防訪問介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合における当該事業所に置くべき人員に関する基準については、次に掲げる基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(1) 第4条第1項又は指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する員数の訪問介護員等を置くこと。ただし、第3項各号に規定する者（同項第1号に規定する介護福祉士、法第8条第2項に規定する政令で定める者を除く。）が訪問型サービスA（A-1）に従事した場合は、その者が訪問型サービスA（A-1）に従事した時間は常勤換算の計算から除くこと。</p> <p>(2) 常勤の訪問介護員等のうち、訪問型サービスA（A-1）、指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護相当サービスの利用者の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者とすること。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。</p> <p>(3) 前号の利用者の数は、前3月の平均値とすること。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によること。</p> <p>(4) 第2号、前号及び第6号の利用者の数は、訪問型サービスA（A-1）の利用者の数については、1人を0.5人として計算すること。</p> <p>(5) 第2号のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者をもって充てること。</p>	<p>◎市の指定する研修の修了者（前号に掲げるものを除く。）</p> <p>本解釈p3参照。なお、第2号における市の指定する研修の修了者は、研修B修了者及び研修C修了者を指す（訪問事業責任者として従事できない者）。</p> <p>◎常勤換算方法</p> <p>当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が訪問介護と訪問看護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業者が訪問介護員等と看護師等を兼務する場合、訪問介護員等の勤務延時間数には、訪問介護員等としての勤務時間だけを算入することとなるものであること。</p> <p>ただし、訪問介護員、介護予防訪問介護相当サービスの訪問介護員としての勤務時間は合計して計算しても差し支えない。</p> <p>なお、時間外労働（労働基準法における法定労働時間を超える労働）の時間は含めない。</p> <p>また、訪問介護、介護予防訪問介護相当サービス及び訪問型サービスA（A-1）を一体的に運営する場合においては、訪問介護員、介護予防訪問介護相当サービス及び訪問型サービスA（A-1）の訪問介護員としての勤務時間は合計して計算しても差し支えない。ただし、研修A修了者、研修B修了者、研修C修了者及び家政士の勤務時間は含めない。</p> <p>◎同一の事業所において一体的に運営されている場合</p> <p>訪問基準要綱第44条第5項における「一体的に運営」とは、訪問介護、介護予防訪問介護相当サービス及び訪問型サービスA（A-1）の指定を併せて受け、同一事業所において一体的に運営していることに加え、運営規程において、その旨を設定している場合を指すものとする。</p> <p>また、訪問介護、介護予防訪問介護相当サービス及び訪問型サービスA（A-1）を一体的に運営する（しない）旨の運営規程の変更を行った場合も変更届の提出が必要である。</p> <p>◎サービス提供責任者の配置</p> <p>末尾資料3（介護報酬の解釈 2指定基準編（H27.4版）p50の、別表1より一部抜粋した図）を参照。</p> <p>◎利用者の数</p> <p>訪問介護、介護予防訪問介護相当サービス及び訪問型サービスA（A-1）を一体的に運営している場合においては、訪問型サービスA（A-1）の利用者は0.5人として計算する。</p> <p>【厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者】</p> <p>（平成24年3月13日 厚生労働省告示第118号、改正；平成30年3月22日 厚生労働省告示第78号）</p> <p>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第五条第四項に規定する厚生労働大臣が定める者は次に掲げる者とする。</p> <p>一 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十条第二項第二号の指定を受けた学校又は養成施設において一月以上介護福祉士として必要な</p>
---	---

	<p>知識及び技能を習得した者</p> <p>二 介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成二十四年厚生労働省令第二十五号)による改正前の介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第二十二条の二十三第一項に規定する介護職員基礎研修課程又は一級課程を修了した者</p> <p>三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)第五条第二項に規定するサービス提供責任者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)第三十九条の二に規定する共生型訪問介護の提供に当たる者に限る。)</p> <p>◎サービス提供責任者の配置</p> <p><u>末尾資料4(介護報酬の解釈 2指定基準編(H27.4版) p50の、別表2より一部抜粋した図)を参照。</u></p> <p>◎利用者の数</p> <p><u>訪問介護、介護予防訪問介護相当サービス及び訪問型サービスA(A-1)を一体的に運営している場合においては、訪問型サービスA(A-1)の利用者は0.5人として計算する。</u></p> <p>◎管理者の兼務</p> <p><u>末尾資料2参照。</u></p> <p>◎提供拒否の禁止</p> <p><u>一体的に運営しない場合も、差別・偏見に基づく不合理な理由による提供拒否は行わないこと。</u></p>
<p>(6) 第2号の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している場合において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われているときには、サービス提供責任者の員数は、訪問型サービスA(A-1)、指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護相当サービスの利用者が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。</p> <p>(管理者)</p> <p>第45条 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスA事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問型サービスA事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問型サービスA事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>第3節 設備及び運営に関する基準 (介護等の総合的な提供)</p> <p>第46条 指定訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの運営に当たっては、調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、これらのうち特定の支援に偏ることがあってはならない。</p> <p>(提供拒否の禁止)</p> <p>第46条の2 指定訪問型サービスA事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービスA(A-1)の事業と指定訪問介護又は指定介護予防訪問介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、当該指定訪問型サービスA事業者は、正当な理由なく訪問型サービスA(A-1)の提供を拒んではならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第47条 指定訪問型サービスA事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定訪問型サービスA事業者は、利用者に対する訪問型サービスAの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 訪問型サービスA計画(作成した場合に限る。)</p> <p>(2) 第50条の規定において読み替えて準用する第18条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第50条の規定において読み替えて準用する第22条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4) 第50条の規定において読み替えて準用する第33条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第50条の規定において読み替えて準用する第35条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(訪問型サービスAの基本取扱方針)</p> <p>第48条 訪問型サービスAは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p>	

<p>2 指定訪問型サービスA事業者は、自らその提供する訪問型サービスAの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>3 指定訪問型サービスA事業者は、当該指定訪問型サービスA事業者に係る業務の一層の改善を進めるため、定期的に外部の者による評価を受けるよう努めなければならない。</p> <p>4 指定訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。</p> <p>5 指定訪問型サービスA事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>6 指定訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。</p> <p>7 訪問型サービスAの提供時間は、1回当たり60分程度とするものとする。</p> <p>(訪問型サービスAの具体的取扱方針)</p>
<p>第49条 従事者の行う訪問型サービスAの方針は、第43条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 訪問型サービスAの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。</p>
<p>(2) 訪問事業責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問型サービスAの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問型サービスA計画を必要に応じて作成するものとする。</p>
<p>(3) 訪問型サービスA計画は、既に介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントが作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>(4) 訪問事業責任者は、訪問型サービスA計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>(5) 訪問事業責任者は、訪問型サービスA計画を作成した場合は、当該訪問型サービスA計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>(6) 訪問型サービスAの提供に当たっては、訪問型サービスA計画を作成した場合にあっては、当該訪問型サービスA計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。</p> <p>(7) 訪問型サービスAの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</p> <p>(8) 訪問型サービスAの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。</p>

◎サービス担当者会議

介護支援専門員が、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防サービス計画等」という。）の作成のために介護予防サービス計画等の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を召集して行う会議のこと。当該会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画等の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものである。

◎訪問型サービスA計画の作成

生活機能向上連携加算を算定する場合は、必ず作成すること。

◎訪問型サービスA計画を作成しない場合の留意点

訪問型サービスA計画を作成しない場合も、サービス提供予定日（曜日）、提供予定時間、サービス内容を記載した文書を作成し、訪問型サービスA計画と同様に利用者又はその家族に対して説明し、その内容について利用者の同意を得た上で交付しなければならない。

(9) 訪問事業責任者は、訪問型サービスA計画を作成した場合にあっては当該訪問型サービスA計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該訪問型サービスA計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントを作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該訪問型サービスA計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該訪問型サービスA計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとし、訪問型サービスA計画を作成していない場合にあってはサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントを作成した指定介護予防支援事業者に報告するものとする。

(10) 訪問事業責任者は、モニタリングを行った場合は、当該モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントを作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

(11) 訪問事業責任者は、モニタリングの結果又は第9号の規定による報告の内容を踏まえ、必要に応じて訪問型サービスA計画の変更を行うものとする。

(12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する訪問型サービスA計画の変更について準用する。

（準用）

第50条 第6条、第7条、第9条から第25条まで、第27条から第36条まで、第37条の2から第39条まで及び第42条の規定は、訪問型サービスAの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業所」とあるのは「指定訪問型サービスA事業所」と、「介護予防訪問介護相当サービス」とあるのは「訪問型サービスA」と、「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」とあるのは「指定訪問型サービスA事業者」と、「訪問介護員等」とあるのは「従事者」と、「サービス提供責任者」とあるのは「訪問事業責任者」と、「介護予防訪問介護相当サービス計画」とあるのは「訪問型サービスA計画」と、第7条及び第29条中「第25条」とあるのは「第50条の規定において読み替えて準用する第25条」とそれぞれ読み替えるものとする。

※以下、準用

（設備及び備品等）

第6条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、介護予防訪問介護相当サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問介護相当サービスと指定訪問介護の事業者が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第7条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第25条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用申込者又は

◎指定介護予防支援事業者への報告について

利用者の状態やサービスの利用回数等報告は、文書にて、指定介護予防支援事業者の担当ケアマネジャーに行うこと。

【指定居宅サービス等基準第7条第1項】

指定訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

その家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるものの

ア 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問介護相当サービス事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な介護予防訪問介護相当サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問介護相当サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供を求められた場合は、その者の提示

<p>する介護保険被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定又は事業対象者の確認（以下「要支援認定等」という。）の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。</p> <p>2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項の介護保険被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護予防訪問介護相当サービスを提供するよう努めなければならない。</p> <p>（要支援認定等の申請に係る援助）</p> <p>第11条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならぬ。</p> <p>2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント（これらに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならぬ。</p> <p>（心身の状況等の把握）</p> <p>第12条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>（介護予防支援事業者との連携）</p> <p>第13条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>（第1号事業支給費の支給を受けるための援助）</p> <p>第14条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、利用申込者が省令第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントの作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>（介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントに沿ったサービスの提供）</p> <p>第15条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防</p>	<p>【介護保険法第115条の3第2項】 (指定介護予防サービスの事業の基準) 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを受けようとする被保険者から提示された被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、当該被保険者に当該指定介護予防サービスを提供するよう努めなければならない。</p> <p>【指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 第30条第9号】(概要)</p> <p>担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を召集して行う会議をいう。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。</p> <p>【介護保険法施行規則（省令）第83条の9各号のいずれにも該当しないとき】 介護予防サービス費の支給の要件を満たしていないとき。</p>
--	--

<p>サービス計画(省令第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)又は介護予防ケアマネジメントが作成されている場合は、当該計画等に沿った介護予防訪問介護相当サービスを提供しなければならない。</p> <p>(介護予防サービス計画等の変更の援助)</p> <p>第16条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントの変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(身分を証する書類の携行)</p> <p>第17条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。</p> <p>(サービスの提供の記録)</p> <p>第18条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスを提供した際には、当該介護予防訪問介護相当サービスの提供日及び内容、当該介護予防訪問介護相当サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントを記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第19条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービス(法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業者に支払われる場合の当該第1号事業支給費に係る介護予防訪問介護相当サービスをいう。以下同じ。)に該当する介護予防訪問介護相当サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該介護予防訪問介護相当サービスに係る第1号事業に要する費用から当該介護予防訪問介護相当サービス事業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない介護予防訪問介護相当サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、介護予防訪問介護相当サービスに係る第1号事業支給費との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において介護予防訪問介護相当サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>4 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>(保険給付の請求のための証明書の交付)</p> <p>第20条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない介護予防訪問介護相当サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した介護予防訪問介護相当サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>(同居家族に対するサービス提供の禁止)</p> <p>第21条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護</p>	<p style="text-align: center;">【介護保険法第115条45の3第3項の規定】</p> <p style="text-align: center;">代理受領扱いの規定。</p>
--	--

<p>員等に、その同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護相当サービスの提供をさせてはならない。</p> <p>(利用者に関する市への通知)</p> <p>第22条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 正当な理由なしに介護予防訪問介護相当サービスの利用に関する指示に従わぬことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。 (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第23条 訪問介護員等は、現に介護予防訪問介護相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(管理者及びサービス提供責任者の責務)</p> <p>第24条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。 3 サービス提供責任者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 介護予防訪問介護相当サービスの利用の申込みに係る調整をすること。 (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。 <p>(2)の2 介護予防支援事業者等に対し、介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> (3) サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者との連携にすること。 (4) 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。 (5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。 (6) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。 (7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。 (8) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。 <p>(運営規程)</p> <p>第25条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 介護予防訪問介護相当サービスの内容及び利用料その他 の費用の額 (5) 通常の事業の実施地域 (6) 緊急時等における対応方法 (7) その他運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等) <p>第27条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対し適切な介護予防訪問介護相当サービスを提供できるよう、指</p>	
---	--

<p>定介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならぬ。</p> <p>2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員等によって介護予防訪問介護相当サービスを提供しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、従業者の資質の向上のために、毎年具体的な研修計画を作成し、当該研修計画に基づき全ての従業者に対して研修を実施し、当該研修の結果を記録するほか、従業者の研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>4 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、適切な介護予防訪問介護相当サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(業務継続計画の策定等)</p> <p>第27条の2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第28条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。</p> <p>3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 指定介護予防訪問介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 指定介護予防訪問介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 指定介護予防訪問介護相当サービス事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。</p> <p>(掲示)</p> <p>第29条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の見やすい場所に、第25条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を指定介護予防訪問介護相当サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることを可能とすることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>(秘密保持等)</p>	<p>◎業務継続計画の策定等について 令和6年3月31日まで努力義務(令和6年4月1日より義務化)。</p> <p>◎感染症の予防及びまん延防止のための措置について 令和6年3月31日まで努力義務(令和6年4月1日より義務化)。</p>
--	--

第30条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならぬ。

(広告)

第31条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(不当な働きかけの禁止)

第31条の2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防サービス計画(法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいい、介護保険法施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む)及びケアプランの作成又は変更に際し、介護予防支援事業者等の保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員又は実施要綱第5条第1項各号に掲げる者に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

【法第8条の2第16項】(概要)

この法律において「介護予防支援」とは、居宅要支援者が指定介護予防サービス等の適切な利用等をすることができるよう地域包括支援センターの職員のうち厚生労働省令で定める者が、当該居宅要支援者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要支援者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定介護予防サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画(以下この項及び別表において「介護予防サービス計画」という。)を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、特定介護予防・日常生活支援総合事業を行う者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行うことをいい、「介護予防支援事業」とは、介護予防支援を行う事業をいう。

【介護保険法施行規則第83条の9第1号ハ及びニ】

第八十三条の九 法第五十三条第一項の厚生労働省令で定めるときは、次のとおりとする。

一 居宅要支援被保険者が指定介護予防サービス(法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)(介護予防居宅療養管理指導及び介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)を受ける場合であって、次のいずれかに該当するとき。

(イ、ロ略)

ハ 当該居宅要支援被保険者が介護予防小規模多機能型居宅介護を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出している場合であって、当該指定介護予防サービスが指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)第六十六条第二号の規定により作成された指定介護予防サービスの利用に係る計画の対象となっているとき。

二 当該居宅要支援被保険者が当該指定介護予防サービスを含む指定介護予防サービスの利用に係る計画をあらかじめ市町村に届け出ているときであって、当該市町村が当該計画を適当と認めたとき。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第32条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

<p>第33条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、提供した介護予防訪問介護相当サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、提供した介護予防訪問介護相当サービスに關し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に關して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>	
<p>4 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。</p> <p>5 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、提供した介護予防訪問介護相当サービスに係る利用者からの苦情に關して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>	<p>【介護保険法第23条】 市町村は、保険給付に関して必要があると認めるときは、当該保険給付を受ける者若しくは当該保険給付に係る居宅サービス等（居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）若しくは介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）をいう。以下同じ。）を担当する者若しくは保険給付に係る第四十五条第一項に規定する住宅改修を行う者又はこれらの者であった者（第二十四条の二第一項第一号において「照会等対象者」という。）に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。</p>
<p>6 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。</p> <p>（地域との連携等）</p> <p>第34条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した介護予防訪問介護相当サービスに関する利用者からの苦情に關して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>【介護保険法第176条第1項第3号】 指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス及び指定介護予防支援の質の向上に関する調査並びに指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者に対する必要な指導及び助言</p>
<p>2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して介護予防訪問介護相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても介護予防訪問介護相当サービスの提供を行うよう努めなければならない。</p>	
<p>（事故発生時の対応）</p> <p>第35条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防訪問介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項の事故の状</p>	

況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防訪問介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第35条の2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、虐待の防止のための措置に関する事項についての運営規程を定めるとともに、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 指定介護予防訪問介護相当サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 指定介護予防訪問介護相当サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 指定介護予防訪問介護相当サービス事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第36条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、介護予防訪問介護相当サービスの会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(介護保険等関連情報の活用と及びP D C Aサイクルの推進)

第37条の2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(電磁的記録)

第37条の3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（この項において「交付等」という。）のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁

◎虐待の防止に係る措置について

令和6年3月31日まで努力義務（令和6年4月1日より義務化）。

【法第118条の2第1項】

厚生労働大臣は、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成、実施及び評価並びに国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、次に掲げる事項に関する情報（以下「介護保険等関連情報」という。）のうち、第一号及び第二号に掲げる事項について調査及び分析を行い、その結果を公表するものとともに、第三号及び第四号に掲げる事項について調査及び分析を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

- 一 介護給付等に要する費用の額に関する地域別、年齢別又は要介護認定及び要支援認定別の状況その他の厚生労働省令で定める事項
- 二 被保険者の要介護認定及び要支援認定における調査に関する状況その他の厚生労働省令で定める事項
- 三 訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービスを利用する要介護者等の心身の状況等、当該要介護者等に提供される当該サービスの内容その他の厚生労働省令で定める事項
- 四 地域支援事業の実施の状況その他の厚生労働省令で定める事項

<p>的方針（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p> <p>（非常災害対策に関する具体的な計画の概要の掲示）</p> <p>第38条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、非常災害対策に関する具体的な計画を作成し、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の見やすい場所に、その概要を掲示しなければならない。</p> <p>（非常災害時の連携協力体制の整備）</p> <p>第39条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、非常災害時の利用者の安全の確保を図るため、あらかじめ、他の介護予防・生活支援サービス事業者間の及び市、その他の地方公共団体、関係機関、地域住民等との連携協力体制を整備するよう努めなければならない。</p> <p>第42条 介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。</p> <p>（1） 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメント（指定介護予防支援等基準第30条第7号に規定するアセスメントをいう。）において把握された課題、介護予防訪問介護相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。</p> <p>（2） 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。</p>	<p>【指定介護予防支援等基準第30条第7号】</p> <p>指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日号外厚生労働省令第37号）</p> <p>担当職員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。</p> <p>※前号</p> <p>担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に發揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握しなければならない。</p> <p>イ 運動及び移動 ロ 家庭生活を含む日常生活 ハ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション ニ 健康管理</p>
<p>第4章 訪問型サービスBの基準 （略）</p> <p>附 則 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。</p>	
	- 21 -

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、第 27 条の 2、第 28 条第 3 項及び第 35 条の 2（それぞれ第 42 条の 3 及び第 50 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(資料1) : 総合事業の同時算定の可否について

総合事業間の同時算定の可否について

	介護予防 訪問介護 相当サー ビス	訪問型 サービス A	訪問型 サービス B	訪問型 サービス C
介護予防訪問介護相当サービス	×	×	○	○
訪問型サービスA	×	○	○	○
訪問型サービスB	○	○	○	○
訪問型サービスC	○	○	○	○

(資料2) : 管理者の兼務について

訪問介護と総合事業の管理者の兼務について

①(介護予防)訪問介護・介護予防訪問介護相当サービスの管理者が兼務できる職務の範囲

	(介護予防)訪問介護・ 介護予防訪問介護相当 サービス	訪問型サービスA
管理者	●	同一建物又は隣接 する場合に限る
直接提供職員		

	(介護予防)訪問介護・ 介護予防訪問介護相当 サービス	訪問型サービスA
管理者	●	
直接提供職員		

②訪問型サービスAの管理者が兼務できる職務の範囲

	(介護予防)訪問介護・ 介護予防訪問介護相当 サービス	訪問型サービスA
管理者	同一建物又は隣接 する場合に限る	●
直接提供職員		

	(介護予防)訪問介護・ 介護予防訪問介護相当 サービス	訪問型サービスA
管理者		●
直接提供職員		

※「●」が当該管理者を示しており、網掛け部分が兼務可能な範囲である。

※なお、①～②のいずれの場合も、兼務するそれぞれのサービスで勤務時間を区分する必要がある。

例: 「(介護予防)訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス」に従事した勤務時間 9:00～12:00

「訪問型サービスA」に従事した勤務時間13:00～18:00

※ただし、訪問介護、介護予防訪問介護相当サービス及び訪問型サービスAを一体的に運営する場合は、①及び②において管理者が兼務できる職務の範囲について制限はありません。

(資料3)：常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数

別表1

利用者の数	常勤換算方法によらない場合に必要となる常勤のサービス提供責任者数	常勤換算方法を採用する場合に必要となる常勤のサービス提供責任者数	備考
40人以下	1	1	
40人超80人以下	2	1	
80人超120人以下	3	2	
120人超160人以下	4	3	
160人超200人以下	5	4	
200人超240人以下	6	4	
240人超280人以下	7	5	
280人超320人以下	8	6	
320人超360人以下	9	6	
360人超400人以下	10	7	
400人超440人以下	11	8	
440人超480人以下	12	8	
480人超520人以下	13	9	
520人超560人以下	14	10	
560人超600人以下	15	10	
600人超640人以下	16	11	

(資料4)：常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数（居宅基準第5条第5項の規定の適用を受ける指定訪問介護事業所の場合）

別表2

利用者の数	居宅基準第5条第5項の規定の適用を受ける訪問介護事業所が置かなければならぬ常勤のサービス提供責任者数	常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数	備考
50人以下	3	3	
50人超100人以下	3	3	
100人超150人以下	3	3	
150人超200人以下	4	3	
200人超250人以下	5	4	
250人超300人以下	6	4	
300人超350人以下	7	5	
350人超400人以下	8	6	
400人超450人以下	9	6	
450人超500人以下	10	7	
500人超550人以下	11	8	
550人超600人以下	12	8	
600人超650人以下	13	9	